

● 緊急時対応の条件の承諾について

本大会に参加するにあたっては、要項記載の参加条件（次ページ以降、危機管理運営マニュアル記載事項）をすべて承諾したうえでご参加いただけますようお願いいたします。（参加申込書内に承諾の可否欄がございますので、ご記入ください）

● インターネットライブストリーミング配信の承諾について

- ・ 配信に用いる映像は、ソロ奏者のアップ等、個人が識別できる映像も含まれます。
- ・ 参加申込書にある、ライブ配信承諾欄の「承諾する」「承諾しない」の当てはまるものに○を付けていただきますが、承諾しない場合、以下の選択肢で当てはまるものの記号に○を付けてください。

ア 映像，音声すべての配信を承諾しない。

イ 映像無し，音声のみの配信は承諾する。

ウ 出演者の顔が判別できない距離からの定点カメラの映像と音声の配信は承諾する。

※ 承諾する・承諾しないに関わらず，著作権の関係で配信できない場合があります。

※次ページ以降も必ずお読みください

東関東吹奏楽連盟 危機管理運営マニュアル

平成22年 1月24日
令和 2年 4月 1日
令和 3年 4月 1日

危機的イベントが発生した場合以下の各項に基づき、理事会を開催し対応を決定する。ただし、緊急時には常任理事会の決定、さらには現場の判断を最優先し、事後において理事会に報告するものとする。

1 自然災害（大規模な地震、台風、豪雨等）発生時

(1) 主催事業開催前（開催日前日の午後8時00分以前）

ア 想定される事態

- ① 自然災害により2県以上の団体が県単位で出場できなくなった。
- ② 開催会場並びに周辺地区が自然災害により使用できなくなった。（理事会判断）
 - ・開催地区内の移動不可
 - ・開催地における出場者の安全確保が不可
 - ・開催会場施設等の倒壊または倒壊の危険がある 等

イ 事態が起きたときの対応（理事会決議）

原則として中止の処置を取る。ただし、上位大会の申込締切に間に合う範囲内で、かつ会場確保および準備において実施可能と判断された場合に限り、期日を延期または会場を変更して実施する。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

- ① コンクール・コンテスト
 - ・出場団体のうち、参加を希望する団体による、各県大会の演奏記録を用いた審査を行い、全日本吹奏楽コンクール、東日本学校吹奏楽大会、全日本小学生バンドフェスティバル、全日本マーチングコンテスト、全日本アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。開催日時、開催会場、審査方法等については、理事会において詳細を決定する。
- ② その他の事業
 - ・原則として代替対応は行わない。

(2) 主催事業開催中（開催日当日の開会式以降）

ア 想定される事態

- ① 自然災害により1つ以上の県の団体が県単位で出場できなくなった。
- ② 事業開催中に自然災害が発生し、開催会場が使用不可、あるいは周辺地区内の移動が不可になるなど、事業の続行が不可能になった。
- ③ コンクール・コンテストにおいて演奏中に自然災害が発生し演奏が中断した。
- ④ 演奏演技中に「緊急地震速報」や「緊急エリアメール」等が鳴動した。

イ 事態が起きたときの対応（理事会決議）

- ① 次項②、③、④の場合を除き、原則として中止の処置をとる。
- ② 発生した自然災害が軽微で事業の続行が可能と理事会が判断した場合は、可能な限り時間を延長して事業を続行する。
- ③ アー③において事業の続行が可能な場合は該当部門の最後に再演奏を行う。
- ④ アー④において内容が危急の場合、演奏演技を中断させ、誘導に従い避難させる。その後は、イー③に準ずる。
- ⑤ アー④において、内容が軽微なもので、出場団体が演奏演技を最後まで続けた場合、その演技演奏が終了後に、出場団体の意向を確認し、「その演奏演技を有効とするか」「該当部門の最後に再演奏を行うか」を決定する。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

① コンクール・コンテスト

- ・大会途中で大会を中止した場合，全出場団体のうち参加を希望する団体による各県大会の演奏記録を用いた審査を行い，全日本吹奏楽コンクール，東日本学校吹奏楽大会，全日本小学生バンドフェスティバル，全日本マーチングコンテスト，全日本アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

開催日時，開催会場，審査方法等については，理事会において詳細を決定する。

② その他の事業

- ・原則として代替対応は行わない。

(3) 事業が中止になった場合の，大会参加負担金，入場券等の扱い

- 原則として返金等は行わない。

2 法定伝染病等（インフルエンザ，新型コロナウイルス感染症等）発生時

(1) 主催行事開催前

ア 想定される事態

- ① 日本国あるいは，開催地の行政機関（首相，開催県あるいは市町村教育委員会等）より，事業の延期あるいは中止・自粛の要請が出された。
- ② 東関東吹奏楽連盟主催事業において，実施部門出場予定団体の半数以上または，県単位で1つ以上の県の全団体が，参加不可能となった。
- ③ その他東関東吹奏楽連盟理事会で事業の延期あるいは中止・自粛の必要を認めた。

イ 事態が起きたときの対応（理事会決議）

【上位大会へ代表団体を推薦しなければならないコンクール，コンテスト】

事態の状況により，原則として以下の優先順位により実施方法ならびに中止を決定する。

- ① 観客に対する制限（定員の半数，関係者のみ，出演団体ごとに客席入れ替え等）を設け，演奏審査を実施する。ただし，観客に対する制限に関しては理事会において詳細を決定する。
- ② 演奏審査を無観客で実施する。
- ③ 演奏データ審査を無観客で実施する。
- ④ 大会開催中止の処置を取る。

ただし，①～③においては，開催日時・開催会場・審査方法等の詳細については，理事会において決定する。また，上位大会の申込締切に間に合う期日内で，会場が確保され，実施可能と判断された場合に限り，期日を延期あるいは会場を変更して実施する。

【その他の事業】

- ① 原則として中止とし，代替事業は行わない。

(2) 主催事業開催中（開会式開始以降）

ア 想定される事項

- ① 日本国，開催地の行政機関（首相，開催県あるいは市町村教育委員会等）より，事業の延期あるいは中止・自粛の要請が出された。
- ② 東関東吹奏楽連盟理事会で事業の延期あるいは中止・自粛の必要を認めた。

イ 対応（理事会決議）

原則として大会開催中止の処置を取る。ただし、理事会が実施可能と判断した場合には、事業を続行する。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

① コンクール・コンテスト

大会全面中止,あるいは途中での中止を含め,改めて日時を決定し,出場団体のうち参加を希望する団体による,各県大会の記録を用いた審査を行い,全日本吹奏楽コンクール,東日本学校吹奏楽大会,全日本小学生バンドフェスティバル,全日本マーチングコンテスト,全日本アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。

開催日時,開催会場,審査方法等については,理事会において詳細を決定する。

② その他の事業

原則として代替対応は行わない。

(3) 事業が中止になった場合の大会参加負担金,入場券等の扱い

入場券についてはすべて返金する。参加負担金,審査料,その他の諸経費については,理事会においてその都度決定する。

3 主催事業開催会場における事件事故発生時

(1) 主催事業開催前

- 事件事故発生時に臨時理事会を開催し,対応を協議する。ただし,危急の場合には常任理事会で協議し決定する。

(2) 主催事業開催中

ア 想定される事件事故

- ① 開催会場(ホール・体育館等)の設備事故により,出演者,観客,役員,実行委員,補助員が負傷または死亡した。
- ② 会場駐車場内の交通事故により,出演者,観客,役員,実行委員,補助員が負傷または死亡した。
- ③ その他の不可抗力により,出演者,観客,役員,実行委員,補助員が負傷または死亡した。

イ 対応(理事会決議)

- ① アー①の場合,原則として中止の処置をとる。なお,事態が軽微で且つ,関係者の状況を十分に検討し,続行可能と理事会が判断した場合は,事業を続行する。
- ② アー②③の場合その都度臨時理事会を開催し,対応を協議する。
- ③ 保障については別にこれを定める。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

① コンクール・コンテスト

・事態の状況に応じ,代替対応については理事会で協議し決定する。

② その他の事業

・原則として代替対応は行わない。

4 人為的ミス（成績処理不備，成績誤発表等）による事故発生時

- 事故発生時に臨時理事会を開催し，対応を協議する。ただし，理事会の場に該当団体の関係者を同席させない。

5 中止または実施方法の変更，延期の通達

- (1) 事業開催日より5日以上前には，決定事項を参加予定団体へ文書で通知するとともに，東関東吹奏楽連盟ホームページにて公表する。
- (2) 事業開催日5日以内には，決定事項を参加予定団体へFAX等で通知するとともに，東関東吹奏楽連盟ホームページにて公表する。
- (3) 当日には，参加団体連絡責任者に事務局より電話連絡またはメール等で通知する。

6 その他

この危機管理マニュアルは，理事会が的確な状況把握を行い，適切な情報をもとに危急且つ速やかに改訂しなければならない。